当日配布資料　3

基本的な指針の新規項目について（市町村関係分）

４．成果目標

④ 障害児支援の提供体制の整備等

・４つの中核機能※1を確保:各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場※2の設置:各都道府県・各市町村又は圏域

※1　児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保

(1) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
(2) 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
(3) 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
(4) 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

※2　保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置

・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保:各市町村又は圏域

のぞまないセルフプランの解消に向けた支援の提供体制の構築、多様な障害児及びその家族を支援する、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保する

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

・令和 11 年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする。

５．活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

○ 施設における居室の個室化等の取組状況（指定権者：愛知県）

入所者の生活環境の向上を図るため、施設における居室の個室化・ユニット化、日中活動の場と住まいの場の分離等の取組状況（施設数、割合の推移等）を把握し、今後の個室化等の見込みを設定

○ 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数

障害者支援施設の地域移行等意向確認担当者による、地域生活への移行に向けた入所者全員への支援の回数

※市町村は、こうした施設側で把握・確認された入所者の意向や課題などの状況を、関係機関が集まる「協議の場」において共有が必要

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○ 心のサポーター養成研修実施回数　※研修は、令和９年度以降愛知県での開催予定

○ 精神保健福祉相談員※3講習会等の実施回数　※研修は、現時点で愛知県での開催未定

※3　法律に基づき、精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じる職員（精神保健福祉相談員）を置くことができる。

○ 精神障害者の短期入所の利用者数

※精神科病院からの退院後の地域で暮らす精神障害者や家族のレスパイト（休息）や緊急時の受け皿となる短期入所等の利用実績・見込みを追加